

## 第 1 期葛飾区子どもの権利委員会の運営について

### 1 所掌事項

別添葛飾区子どもの権利委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第 2 条より、次に掲げる事項について検証する。

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2) 子どもの権利に関わる施策に関すること
- (3) そのほか、葛飾区長が必要と認める事項

### 2 委員定数及び構成

- (1) 委員定数（設置要綱第 3 条）

12 人以内をもって組織する。

- (2) 第 1 期委員構成

選出区分	人数
学識経験者	3
関係機関、団体等	7
区長が必要と認める者	2
合計	12

- 3 委員任期（設置要綱第 4 条）

委嘱の日から 2 年間（令和 6 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日）

- 4 会議回数（予定）

年 2～3 回程度

- 5 会議の開催（設置要綱第 6 条）

- (1) 委員会は委員長が招集する。
- (2) 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 委員会は原則公開とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは非公開とする。

ア 葛飾区情報公開条例第 9 条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項について検証する場合

イ そのほか、委員長が必要と認める場合

## 6 運営及び公開について

### (1) 傍聴者のルール

- ア 飲食又は喫煙をしないこと
- イ 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- ウ その他会議の妨害となるような行為をしないこと

### (2) 撮影又は録音の禁止

傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。

ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

### (3) 委員会の議事録

- ア 事務局は、議事録をまとめるため、レコーダーで録音する。
- イ 議事録は、葛飾区ホームページで公開する。
- ウ 議事録の発言者氏名は原則として記載する。